

厚生労働省提出資料

令和7年9月11日
第9回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

話を聞いてもらった。
心が少し落ち着いた。

知らせてほしい、心のSOS。



心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

相談窓口はこちら  まもろうよこころ  検索 



9月10日～16日は自殺予防週間です。

ひと、暮らし、みらいのために



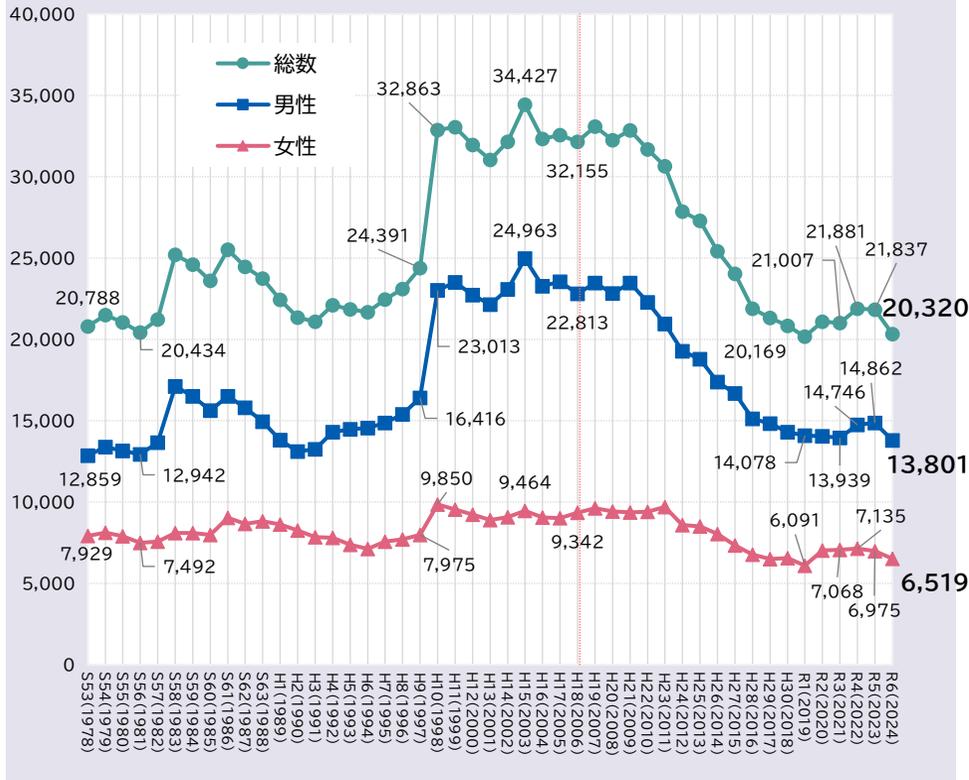
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【令和6年（確定値）】自殺者数の推移

令和7年3月28日現在

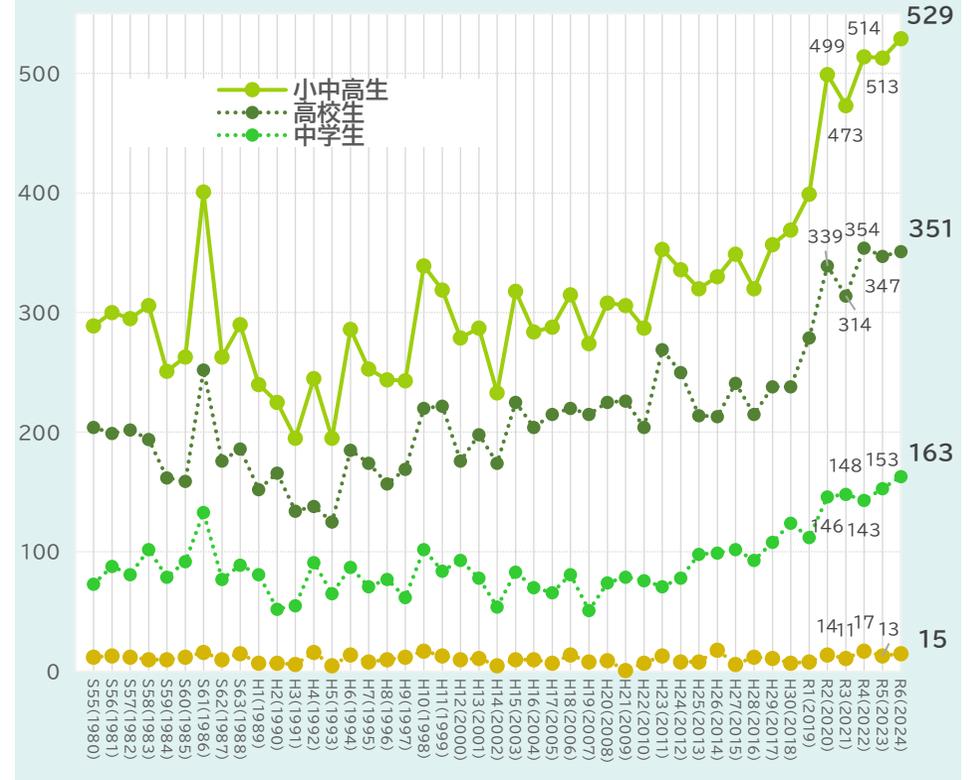
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和6年(確定値)は、自殺者総数が前年を下回り、20,320人となっている。また、男性の自殺者数が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数が2年連続で減少している。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和6年(確定値)は、529人であり、過去最多となっている。

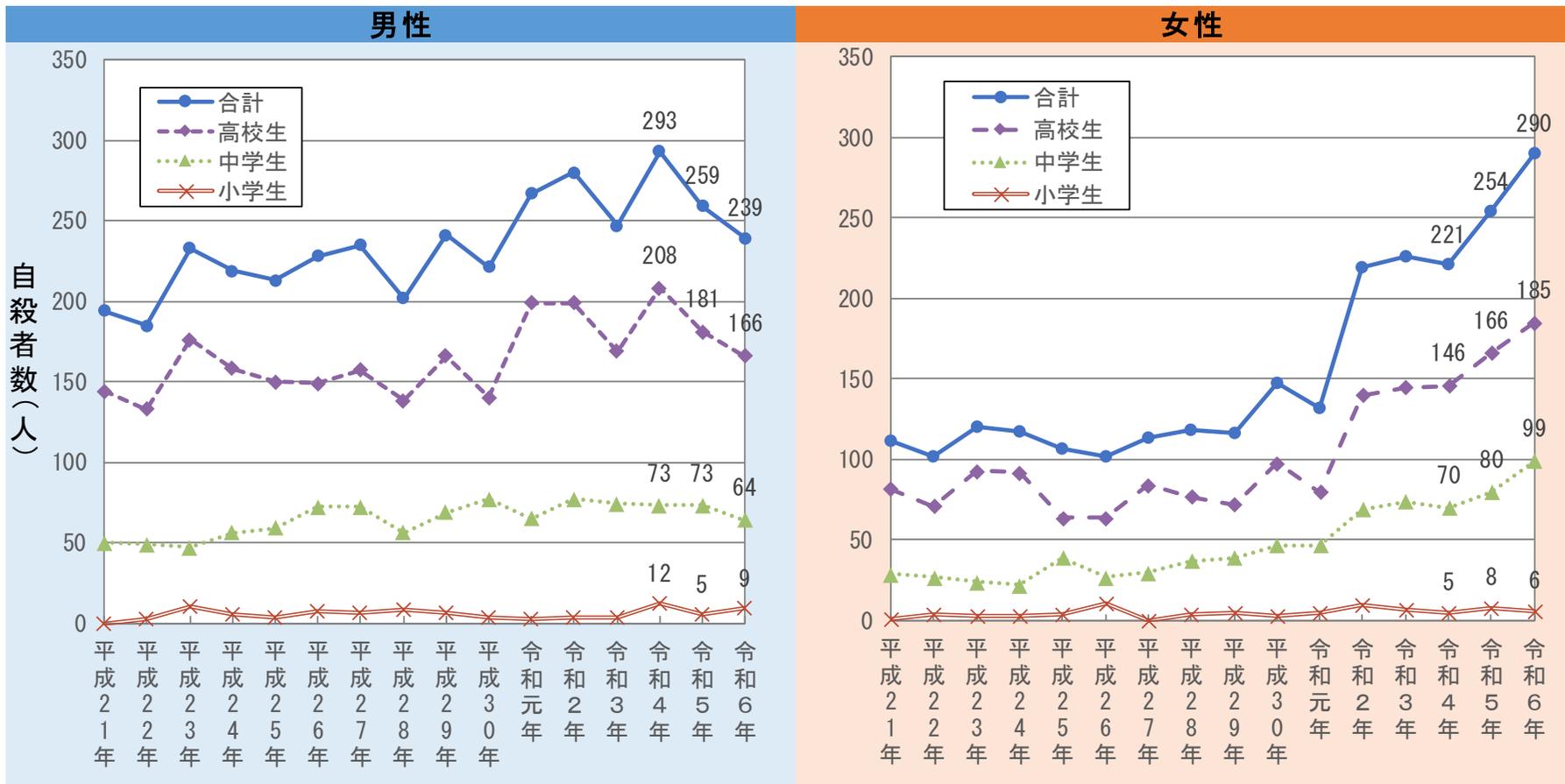


資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年（確定値）】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

令和7年3月28日現在

○小中高生の自殺者数を男女別にみると、男性は2年連続で減少したが、女性は2年連続で増加し、統計のある1980（昭和55）年以降、最多の数値となった。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

小中高生の原因・動機別件数（令和6年と令和5年の比較）

令和7年3月28日現在

○ 小中高生の自殺の原因・動機をみると、全体では学校問題が最も多く、次いで健康問題、家庭問題となったが、学校段階別・性別で様相が異なり、多岐にわたる。

（単位：件）

令和6年		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題							その他	不詳	
								学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別			学校問題その他
小学生	総計	5	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4
	男性	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	女性	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
中学生	総計	52	41	1	0	7	81	14	12	9	5	23	2	0	16	18	25
	男性	24	11	0	0	5	28	7	7	3	2	3	1	0	5	7	13
	女性	28	30	1	0	2	53	7	5	6	3	20	1	0	11	11	12
高校生	総計	51	119	4	3	37	189	51	21	42	4	37	6	0	28	35	44
	男性	23	40	3	2	23	98	29	10	20	0	17	5	0	17	20	22
	女性	28	79	1	1	14	91	22	11	22	4	20	1	0	11	15	22
合計	総計	108	164	5	3	44	272	65	33	51	9	60	8	0	46	54	73
	男性	50	54	3	2	28	127	36	17	23	2	20	6	0	23	28	37
	女性	58	110	2	1	16	145	29	16	28	7	40	2	0	23	26	36

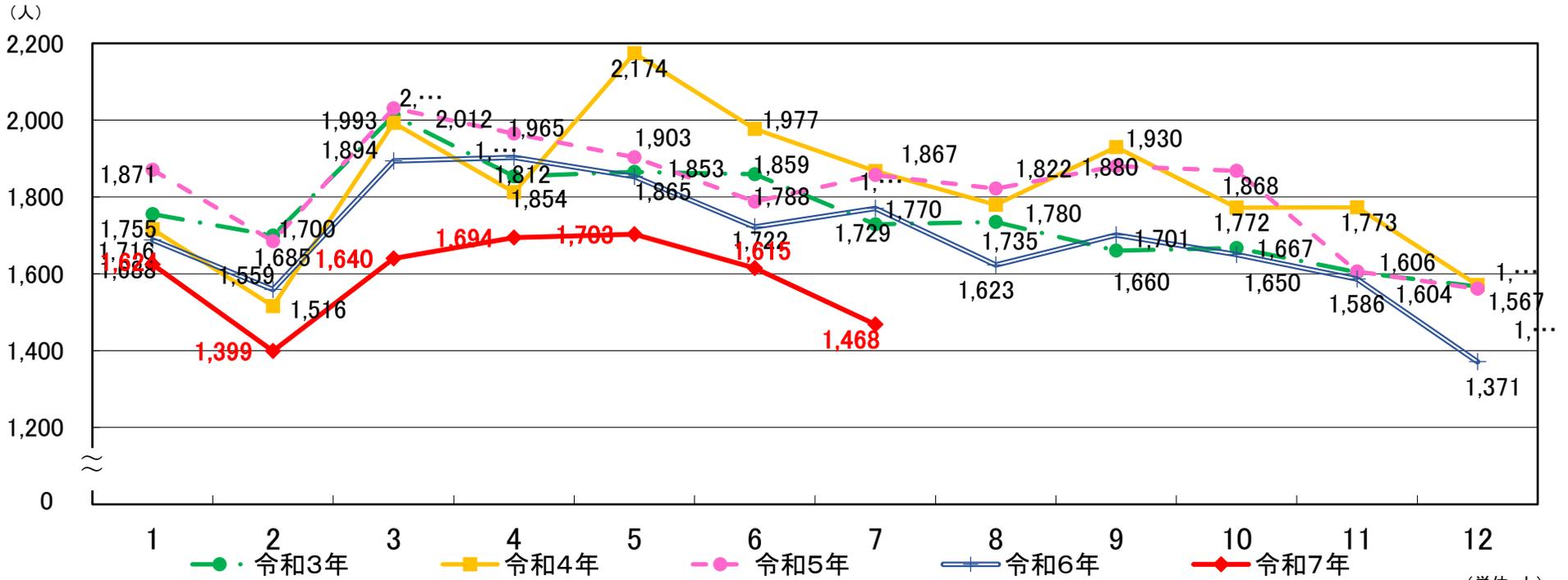
（件）

令和5年		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題							その他	不詳	
								学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別			学校問題その他
小学生	総計	6	1	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	1	4	3
	男性	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2
	女性	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1
中学生	総計	46	26	1	0	4	92	28	12	12	1	20	2	0	17	19	24
	男性	23	10	1	0	3	43	15	7	7	0	5	0	0	9	9	8
	女性	23	16	0	0	1	49	13	5	5	1	15	2	0	8	10	16
高校生	総計	64	120	4	4	29	166	36	24	41	0	27	4	1	33	36	61
	男性	37	53	2	2	7	109	22	18	29	0	16	3	0	21	21	26
	女性	27	67	2	2	22	57	14	6	12	0	11	1	1	12	15	35
合計	総計	116	147	5	4	33	261	65	36	53	1	48	6	1	51	59	88
	男性	61	63	3	2	10	154	38	25	36	0	21	3	0	31	32	36
	女性	55	84	2	2	23	107	27	11	17	1	27	3	1	20	27	52

差分 (R6-R5)		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題							その他	不詳	
								学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別			学校問題その他
小学生	総計	-1	3	0	0	0	-1	-1	0	0	0	-1	0	0	1	-3	1
	男性	2	3	0	0	0	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0	-1	0
	女性	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	1	-2	1
中学生	総計	6	15	0	0	3	-11	-14	0	-3	4	3	0	0	-1	-1	1
	男性	1	1	-1	0	2	-15	-8	0	-4	2	-2	1	0	-4	-2	5
	女性	5	14	1	0	1	4	-6	0	1	2	5	-1	0	3	1	-4
高校生	総計	-13	-1	0	-1	8	23	15	-3	1	4	10	2	-1	-5	-1	-17
	男性	-14	-13	1	0	16	-11	7	-8	-9	0	1	2	0	-4	-1	-4
	女性	1	12	-1	-1	-8	34	8	5	10	4	9	0	-1	-1	0	-13
合計	総計	-8	17	0	-1	11	11	0	-3	-2	8	12	2	-1	-5	-5	-15
	男性	-11	-9	0	0	18	-27	-2	-8	-13	2	-1	3	0	-8	-4	1
	女性	3	26	0	-1	-7	38	2	5	11	6	13	-1	-1	3	-1	-16

自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和7年8月18日現在



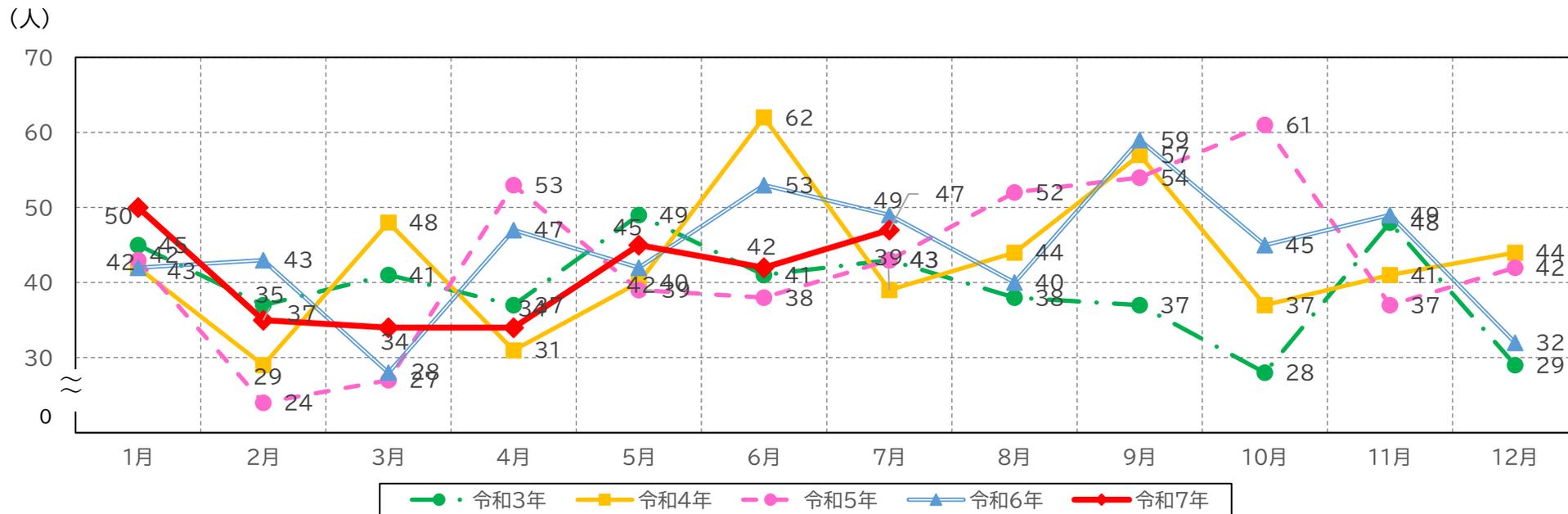
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和7年	合計	1,624	1,399	1,640	1,694	1,703	1,615	1,468						11,143
	男性	1,094	984	1,155	1,210	1,167	1,102	994						7,706
	女性	530	415	485	484	536	513	474						3,437
令和6年	合計	1,688	1,559	1,894	1,903	1,853	1,722	1,770	1,623	1,701	1,650	1,586	1,371	20,320
	男性	1,141	1,044	1,291	1,317	1,246	1,172	1,187	1,111	1,187	1,138	1,043	924	13,801
	女性	547	515	603	586	607	550	583	512	514	512	543	447	6,519
対前年増減数(月別)<7-6>	総数	-64	-160	-254	-209	-150	-107	-302						-
	男性	-47	-60	-136	-107	-79	-70	-193						-
	女性	-17	-100	-118	-102	-71	-37	-109						-
対前年増減率(月別)<7/6>	総数	-3.8%	-10.3%	-13.4%	-11.0%	-8.1%	-6.2%	-17.1%						-
	男性	-4.1%	-5.7%	-10.5%	-8.1%	-6.3%	-6.0%	-16.3%						-
	女性	-3.1%	-19.4%	-19.6%	-17.4%	-11.7%	-6.7%	-18.7%						-

※令和6年は確定値、令和7年は暫定値。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

小中高生の自殺者数の最近の動向(月別総数)

令和7年8月18日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月~7月
令和7年	小中高生計	50	35	34	34	45	42	47						287	287
	うち小学生	1	0	0	1	2	2	1						7	7
	うち中学生	10	13	12	8	12	12	10						77	77
	うち高校生	39	22	22	25	31	28	36						203	203
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529	304
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15	8
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163	103
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351	193
対前年増減数(月別) (7-6)	小中高生計	8	-8	6	-13	3	-11	-2						-242	-17
	うち小学生	-4	0	0	0	1	2	0						-8	-1
	うち中学生	-8	-1	2	-8	-1	-3	-7						-86	-26
	うち高校生	20	-7	4	-5	3	-10	5						-148	10
対前年増減率(月別) (7/6)	小中高生計	19.0%	-18.6%	21.4%	-27.7%	7.1%	-20.8%	-4.1%						-45.7%	-5.6%
	うち小学生	-80.0%	-	-	0.0%	100.0%	-	0.0%						-53.3%	-12.5%
	うち中学生	-44.4%	-7.1%	20.0%	-50.0%	-7.7%	-20.0%	-41.2%						-52.8%	-25.2%
	うち高校生	105.3%	-24.1%	22.2%	-16.7%	10.7%	-26.3%	16.1%						-42.2%	5.2%

※令和6年は確定値、令和7年は暫定値。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぱらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和8年度概算要求額 53億円の内数 (38億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(53億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	47億円
調査研究等業務交付金	6.0億円

1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、またコロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
 - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施 :支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了 :地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」の状況

< 地域自殺対策強化交付金による実施状況 >

【令和5年度】 令和5年度当初予算

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付額確定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

【令和6年度】 令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

⇒ （上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

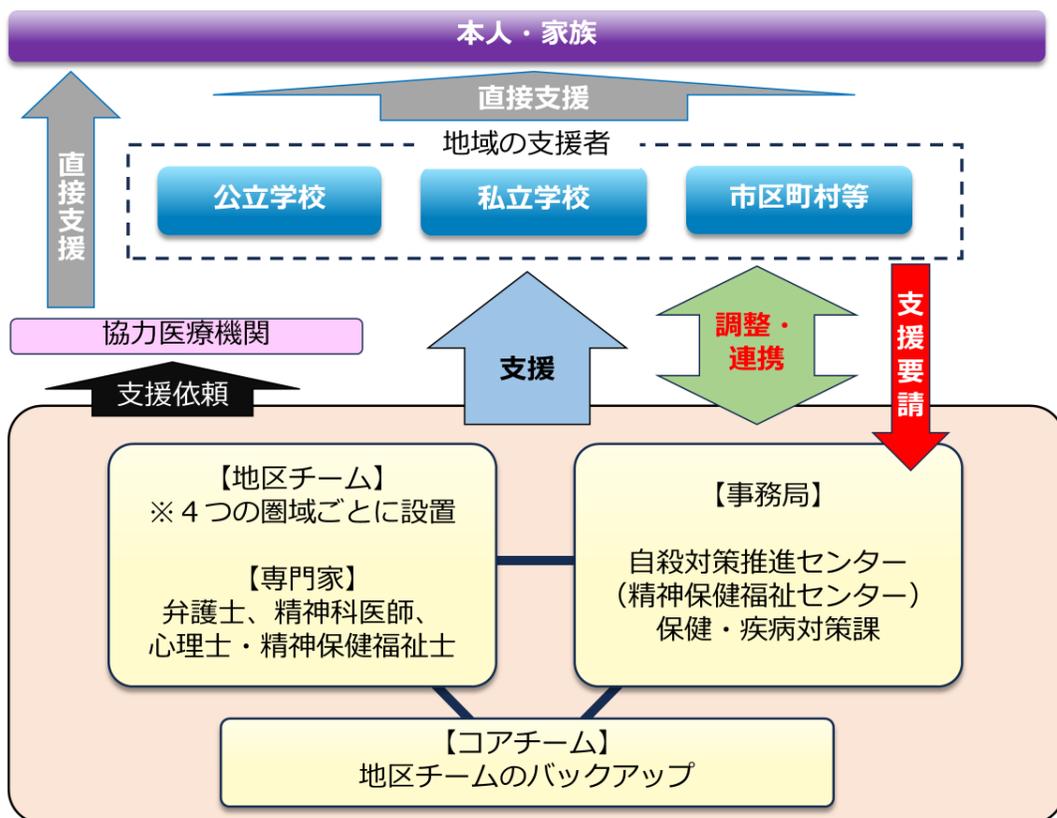
【令和7年度】 令和7年度当初予算、令和6年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：24自治体（予定）

こどもの自殺対策においては地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、学校や教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になる。

【支援の流れ】

チームは、全県1つの「コアチーム」と、4つの圏域ごとに設置された「地区チーム」に分かれている。コアチームは主に地区チームのバックアップや事例分析、地区チームは支援要請のあったケースの地域支援機関に対する支援を担っている。



【チームによる支援の主な流れ】

- ①地域の支援機関等からの支援要請を受け、チーム事務局において、地域の支援機関等に聞き取りを実施。
- ②支援機関等から聞き取った内容を基に、チーム事務局において地区チームのメンバーを選任。地区チームの支援検討会議において支援方針を検討し、同方針に基づき地域の支援機関等を支援。支援方針の検討に当たっては、必要に応じてコアチームに助言等を依頼。また、支援検討会議において医療機関の受診等が必要と判断した場合、チーム事務局から協力医療機関に対し支援を依頼するとともに、必要に応じて他の関係機関にも協力を要請し、連携支援を実施。
- ③地域の支援機関等により、支援対象の子どもや家族を支援。
- ④支援状況等は地区チーム内で共有し、更なる支援が必要な場合は支援方針を検討し地域の支援機関等を支援。また、コアチーム会議により支援ケースの検証を行い、地区チームにフィードバックする。

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞

自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

【参考】平成27年:18.5 ⇒ 令和5年:17.4
(目標)令和8年:13.0以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

令和8年度概算要求額56.1億円(令和7年度当初予算40.3億円)

【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	46.8億円	(32.1億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円	(1.1億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. 自殺対策事業委託費	1.2億円	(0.2億円)
3-3. その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

(令和8年度概算要求額：46.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 我が国の自殺者数は、20,320人(令和6年)であり、依然として高い水準で推移している深刻な状況であることを踏まえ、対面・電話・SNS相談体制等の強化を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

3. 自殺対策に関する調査研究等の推進

(令和8年度概算要求額：8.1億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進等を含めた調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施
- 悩みや不安を抱えている人が相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルを導入
- 次期自殺対策大綱見直しのための意識調査を実施

2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援

(令和8年度概算要求額：1.1億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターがその支援に必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

対面・電話・SNS
相談体制等の強化



子ども・若者の
自殺危機対応チーム
事業の更なる推進



ゲートキーパーの
養成・支援



地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和8年度概算要求額 47億円 (32億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和6年の自殺者総数は、過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談体制等の強化(拡充)
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

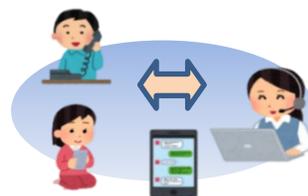
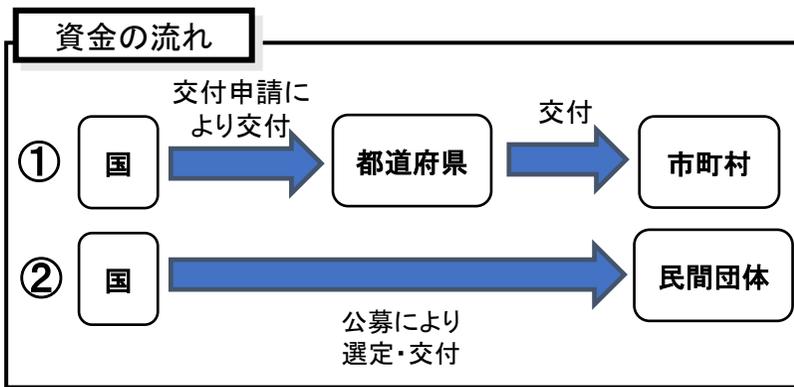
等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援
- 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する自殺防止等に係る取組支援(拡充) 等

3 実施主体等

- 実施主体:①都道府県・市町村
(交付率:1/2,2/3,10/10)
- :②民間団体
(交付率:10/10)



こころの健康相談統一ダイヤルにおける フリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化

令和8年度概算要求額 48億円の内数 (32億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

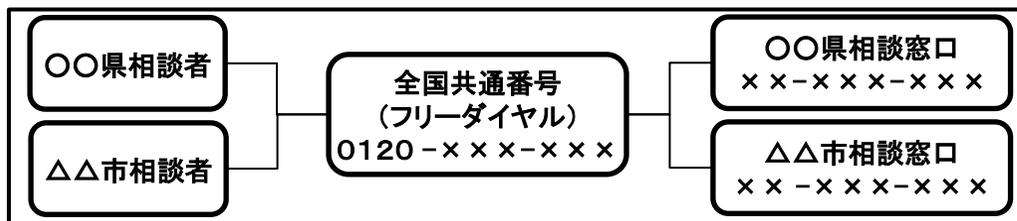
(48億円の内訳)
自殺対策事業委託費 88百万円
地域自殺対策強化交付金 47億円

1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもろうよ こころ(ナビダイヤル)」は、平成20年9月10日から運用を開始している。
- 年間82万件(1日平均2千件)以上の総呼数(かかってきたコール数)があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルを新たに導入するとともに、接続完了率の向上のため自治体における対面・電話・SNS相談体制等の強化を行う。

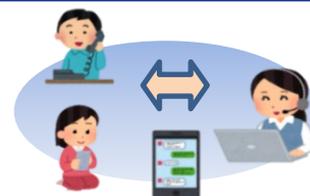
2 事業の概要・スキーム

＜①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入＞
フリーダイヤルを新たに導入することにより、相談者の通話料負担をなくし、悩みや不安を抱えている人が相談しやすい仕組みを構築する。

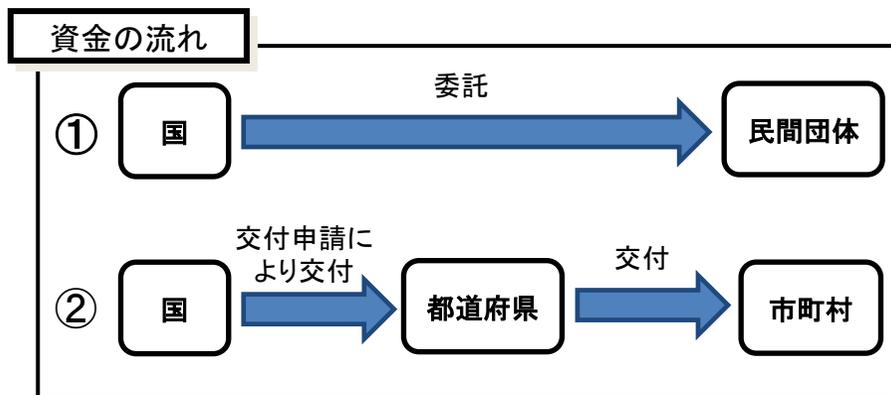


＜②自治体における対面・電話・SNS相談体制等の強化＞
こころの健康相談統一ダイヤルにおいて、フリーダイヤルを新たに導入することにより、各自治体の相談窓口における総呼数の増加が想定されるため、電話相談事業を担っている都道府県及び指定都市における電話相談体制の強化(電話相談員の育成・増員、電話回線の増設等)を行うことにより、接続完了率の向上を図る。
併せて、悩みや不安を抱えている人が必要に応じて電話以外の手段でも相談できるよう、自治体の対面相談及びSNS相談体制等の強化を行う。

3 実施主体等



- 実施主体: ①国からの委託
: ②都道府県・市町村(交付率: 1/2)



拡充 自殺対策に関する調査研究等の推進

令和8年度概算要求額 6.0億円 (6.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法(議法)の改正施行(改正・公布は令和7年6月)に伴い、指定法人の取組内容の拡充等に伴う必要な経費を要求する。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等が必要となる経費について要求する。
 - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用(第2条第6項関係)
 - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保(第18条関係)
 - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援(第20条関係)
 - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援(第21条関係)
 - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果(各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等)を踏まえ、令和8年度概算要求においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進めるため、必要となる経費について要求する。

3 実施主体等

- 実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

夏季休暇時期におけるこども・若者の自殺防止に向けた普及啓発の取組について（令和7年度の取組）

こどもの自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることから、こども・若者に向けたポスターや動画を作成し相談窓口を周知。夏季休暇中から、重層的な啓発活動を実施。

① 6月30日 <夏季休暇前からの準備>

- ▶ 長期休暇明けの児童生徒の自殺予防に係る取組の徹底について、自治体、教育委員会、学校等に通知を发出
 - 厚労省、文科省、こども家庭庁が、同日付で、お互いの通知を引用し添付する形で通知
 - 8月からの広報ポスターの掲示の協力依頼、学校において悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応、こども政策担当部局、教育委員会指導事務主管課、自殺対策主管部局等の関係機関との連携等

② 8月1日～

- ▶ こども・若者向けのポスター、動画等による集中的な啓発活動の実施 **<こども・若者に向けた普及啓発>**
 - 各省庁（※）、全国の自治体、学校、関係団体、支援団体、SNS事業者等と連携した情報発信
 - ※ 孤独・孤立対策推進室、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとも連携
 - こども・若者も多く利用するYouTubeやSNSの動画広告等の掲載
 - ウェブサイト「まもろうよこころ」内の「広げてみよう支え合い」のページを活用した情報発信、厚労省X（旧Twitter）への投稿
 - 厚労省、文科省、こども家庭庁、内閣府孤独・孤立対策推進室の4省庁連名のプレスリリース

③ 8月中旬～

- ▶ こども・若者等の自殺予防に向けた文科大臣のメッセージのSNS等発信 **<こども・若者、保護者に向けた普及啓発>**
- ▶ 教育委員会、学校への通知の发出
 - 各学校が相談窓口等の情報を児童生徒のタブレット端末等に掲載

④ 8月29日

- ▶ 自殺予防週間に向けた厚労大臣閣議発言・閣議後会見冒頭発言や、厚労大臣、文科大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の4大臣連名メッセージのSNS等発信 **<こども・若者、保護者を含む全世代への普及啓発>**

⑤ 9月上旬～ 自殺予防週間の取組として全国の自治体、関係団体における相談事業の実施、拡充

<こども・若者に向けたポスター・動画（相談窓口の案内）>

<文科大臣、こども大臣、孤独・孤立対策担当大臣、厚労大臣メッセージ>

(1) ポスター



(2) 15秒動画



(3) 6秒動画



自殺予防週間におけるポスター・動画

ポスター

話を聞いてもらった。
心が少し落ち着いた。

知らせてほしい、心のSOS。



心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

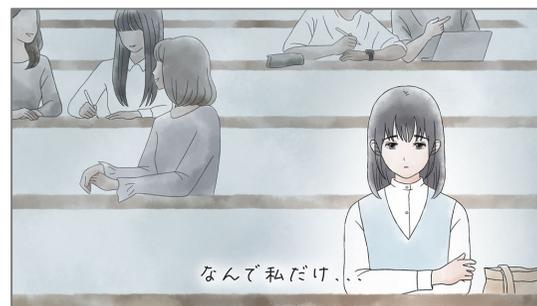
相談窓口はこちら  まもろうよこころ 検索 

 厚生労働省

9月10日～16日は自殺予防週間です。

動画

15秒版



6秒版



相談窓口はこちら

まもろうよこころ 検索

知らせてほしい、心のSOS。
心がもやもやしたり、ざわいたら、電話やSNSで気軽に相談できます。



文部科学大臣、こども担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣、厚労大臣メッセージ

わか せだい
若い世代のみなさんへ

なつやす あ しんがっき はじ ふあん かん ねむ
夏休みが明け、新学期が始まりますね。不安を感じて、眠りづら
くなったりしていませんか。学校のこと、将来のこと、友人や家族の
ことでも悩んだりしていませんか。

なや ふあん ことば だれ はな きも
悩みや不安を言葉にしたり、誰かに話したりすることで、気持ちが
楽になることもあります。家族や友人など身近な人に話したりする
時には、SNSや電話で相談できます。自分の名前を言わなくても
大丈夫ですし、うまく言葉にならなくても大丈夫です。一人で抱え込
まないで、あなたの気持ちや悩みをありのまま伝えてください。

もし、あなたのまわりでいつもと様子が違うと感じる人がいたら、声
をかけて、信頼できる大人に伝えてください。その一歩が、悩んでい
る人にとっては、大きな支えとなります。

こころ えすお-えす し
心のSOSをどうか知らせてください。



れいわ ねん がつ にち
令和7年8月29日

こうせいろうどうだいじん ふくおか たかまる
厚生労働大臣 福岡 資麿

もんぶかがくだいじん としこ
文部科学大臣 小国 綾子

せいさくたんどうだいじん みほら こ
こども政策担当大臣 三原 じゅん子

こどく こりつたいさくたんどうだいじん
孤独・孤立対策担当大臣

あなたの声を聞かせてください

何となく不安を感じたり、心がもよもやしたりしていませんか。心の不調
が身体の不調につながっていませんか。

悩みをお持ちの方、困っている方は、どうか一人で抱えこまないでくだ
さい。ご家族やご友人など、身近な人に話してみることで、気持ちが少
し楽になることもあると思います。身近な人に相談しづらい時には、匿
名で相談できる電話やSNSでの相談窓口もあります。

また、身近な人の様子がいつもと違うと感じた時には、声をかけてみ
てください。特にこどもは、長期休暇明け前後に、不安を感じたり、悩ん
だりすることがあります。こどもたちと関わる大人の皆様は、こどもの態度
に現れる小さなサインに注意してみてください。

心のSOSをどうか知らせてください。皆さんが不安や悩みを一人ひとり
で背負わなくていいような環境を一緒に作っていきます。



令和7年8月29日

厚生労働大臣 福岡 資麿

文部科学大臣 小国 綾子

こども政策担当大臣 三原 じゅん子

孤独・孤立対策担当大臣

厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」
▶電話やSNSの相談窓口等を分かりやすく紹介
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」

▶電話やSNSの相談窓口等を分かりやすく紹介
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

